

誓 約 書

【小規模工事】

令和 年 月 日

大牟田市長

大牟田市企業管理者 宛

住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、大牟田市が大牟田市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、下記記載事項について、説明を受け、これを了解し、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、貴市が行う措置（契約解除、違約金並びに損害賠償の請求、指名停止、事業者名の公表等を含む）について、一切の異議申し立てを行いません。

また、第 1 項各号の調査・確認のため、貴市が福岡県警察本部に照会することについて承諾します。

記

1 次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（請負者が個人である場合にはその者を、請負者が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上 経営に参画している者を含む。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 大牟田市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者及び第 1 項各号に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）としません。

4 第 1 項各号に該当する者を下請負人としていて、大牟田市から当該下請契約の解除（当該下請契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

-----暴力団排除条項第 1 項各号の解釈について-----

(1) 暴力団排除条項第 1 項第四号関係

暴力団員等である事実を知らずに、暴力団員等を雇用している場合又は暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第 1 項第八号関係

「社会的に非難される関係」とは、例えば暴力団又は暴力団員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は暴力団又は暴力団員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。